

これまでの議論の整理及び論点 (雇用調整助成金・休業支援金等)

これまでの意見のまとめ（順不同）

【雇用調整助成金等について】

- 雇調金は本来経済的理由による雇用調整を対象としているが、コロナ禍における感染症対策のために社会経済活動を制限した中での国の雇用対策として極めて重要な役割を担った。雇調金が感染症対策による事業活動の縮小をカバーしたことを踏まえ、雇調金に対応すべき守備範囲や国が果たすべき役割について議論すべきではないか。
- 現在の支給状況を踏まえると制度の持続可能性に懸念があり、感染症対策として一般財源で実施するものと失業予防対策として実施するものを分けて議論すべきではないか。
- 制度の費用だけでなく、雇用が維持されたことの効果や、労働者の生活、企業の持続可能性、さらには社会全体への影響をどう評価するかという議論もすべきではないか。
- 長引くコロナ禍において社会の安定に果たしている役割は大きく、特例措置の期限が延長されていること自体は妥当だが、財政状況が厳しい中で、収入確保策とセットで議論すべきではないか。また、事業主の共同連帯の二事業の保険料で対応できる範囲を大きく超えており、感染症対策としての性格が強いと思われることから、国費で負担すべきであり、補正予算も含めて、速やかに財源措置をすべきではないか。
- 雇調金の特例措置について、被保険者以外も対象にしたことや提出書類の簡素化、支給限度日数の緩和等による複合的な効果があったし、セーフティネットとして十分機能したといえるのではないか。
- 労働者のモチベーション低下や成長産業への労働移動を阻害しているという意見もあるが、現場で労働を分け合っていることから、必ずしもスキルやモチベーションが低下しているとは限らないのではないか。労働者を雇用し続けたいという企業側の思惑と、今の仕事を続けたいという労働者の意向がマッチしているからこそ雇調金が利用されているのではないか。労使の意向がマッチしていない場合においては、雇用吸収力のある成長産業への労働移動は、この制度の有無にかかわらず労働市場の需給の範囲内でこれまでも進んできたのではないか。
- 足元の業況が悪化傾向にあるわけでは必ずしもない中で、雇調金の業況特例が支給決定総額に占める割合が高いことをどう見るべきか。

これまでの意見のまとめ（順不同）

【雇用調整助成金等について（続き）】

- 経済は回復基調だがK字回復であり、飲食、宿泊、交通関係は大幅減収。足元の雇用維持のため、特例の当面維持をお願いしたい。
- 今回はリーマン時の何倍もの規模で、これだけの期間続いており、産業の新陳代謝を遅らせている可能性は否めない。人手不足感は強まっており、経済回復のブレーキにならないよう、何らかの形で特例措置にメリハリをつけていく必要がある、エビデンスに基づいて、縮小を議論する段階に来ているのではないか。
- 今後業種によっては失業が一時的に発生する可能性もあるが、それは雇用保険の本体で支えることが本筋であり、だからこそ本体の財政が盤石である必要があるのではないか。一企業での雇用維持に限定せず、全体としてセーフティネットが機能することが重要ではないか。

【休業支援金等について】

- 雇用保険被保険者以外を対象とする給付金が7割を占めている。本来事業主が雇調金を活用して休業手当を支払うべきであり、休業支援金等の活用はあくまでやむを得ない場合に限られるべきではないか。

【その他】

- 在籍型出向を通じて雇用維持していくことが求められており、中小企業に対するマッチング、ノウハウの支援をお願いしたい。

雇用保険制度に係る論点について（案）

【雇用調整助成金・休業支援金等について】

以下のような議論があったことを踏まえて、雇用調整助成金・休業支援金等の今後の制度の在り方についてどのように考えるか。

- 雇調金は、これまでコロナ禍における雇用維持に大きな役割を果たした。その上で、業種によっては当面の特例措置の継続が必要であるとの意見があった一方で、産業の新陳代謝を遅らせている可能性は否めず、人手不足感が強まっていることから経済回復のブレーキにならないよう、エビデンスに基づいて縮小を議論する段階に来ているとの意見もあった。
- 申請書類の簡素化など各種の支給要件の緩和が効果的であったとの意見があった一方で、足元の業況が悪化傾向にあるわけでは必ずしもない中で、雇調金の業況特例が支給決定総額に占める割合が高いことをどう見るべきかとの意見があった。
- 雇用保険二事業として事業主の共同連帯により実施すべき範囲と、感染症対策としての社会経済活動の抑制下における雇用維持支援策として実施すべき範囲について議論が必要であり、感染症対策としての側面が強いため一般財源で実施すべきとの意見があった。